

墨田区木造住宅耐震改修促進助成条例の一部を改正する条例（案）概要

1 改正理由

住宅の耐震化の一層の促進を図るため、木造住宅耐震改修助成事業の内容を見直す等の必要がある。

2 改正概要

(1) 助成対象の拡大

ア 助成対象建築物

助成対象建築物に非木造住宅を加える。また、当該助成対象建築物の拡大に伴い、条例名称についても改める。

イ 除却の助成対象区域

緊急対応地区内から区内全域に拡大する。

(2) 耐震改修工事に係る助成率の引上げ

ア 一般の住宅

2分の1 → 3分の2

イ 高齢者等が居住する住宅又は規則で定める住宅改修助成事業と併用して工事を行った住宅

6分の5 → 10分の9

(3) 高齢者等が居住する場合の助成率引上げにおける対象者の拡大

以下の者を新たに対象者とする。

ア 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）

第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

イ 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条に規定する要介護認定又は要支援認定を受けている者

(4) 耐震改修工事における助成率の引上げを廃止

指定道路については、災害に強い安全なまちづくりに向けた道路幅員の確保が急務であるため、道路拡幅を促進する観点から、指定道路（※）沿道住宅における耐震改修工事の助成率引上げを廃止する。

※区内に存する主要生活道路のうち、規則に定める諸要件を満たすものをいう。

3 施行期日

令和8年4月1日（2(4)については、令和9年4月1日）

改正前後の助成内容一覧

【住宅】（墨田区住宅耐震改修促進助成条例・同施行規則）

種別	助成対象	区分	現行条例	現行規則	改正条例	改正規則
			助成金の支給割合(助成率)	助成限度額	助成金の支給割合(助成率)	助成限度額
(緊急対応地区内) 耐震改修	計画作成等		10/10	20万円	10/10	30万円
	工事	一般住宅	1/2	150万円	2/3	270万円
		指定道路沿道住宅※	3/4	150万円		
		高齢者等居住住宅	5/6	170万円	9/10	370万円
(緊急対応地区外) 耐震改修	計画作成等		10/10	10万円	10/10	30万円
	工事	一般住宅	1/2	60万円	2/3	170万円
		高齢者等居住住宅	5/6	100万円	9/10	270万円
耐震装置設置	一般住宅		9/10	30万円	9/10	50万円
	高齢者等居住住宅		9/10	50万円	9/10	80万円
除却	緊急対応地区内		1/2	50万円	1/2	100万円
	緊急対応地区外（新設）				1/2	50万円

※指定道路沿道住宅の助成率引上げについては、令和9年4月1日で廃止

【分譲マンション及び非木造建築物】（墨田区民間建築物耐震診断助成要綱）

助成対象	現行要綱		改正要綱	
	助成金の支給割合(助成率)	助成限度額	助成金の支給割合(助成率)	助成限度額
耐震診断	1/2	204.5万円	1/2	300万円

【一般緊急輸送道路沿道建築物】（墨田区緊急輸送道路沿道建築物耐震診断助成要綱）

助成対象	現行要綱		改正要綱	
	助成金の支給割合(助成率)	助成限度額	助成金の支給割合(助成率)	助成限度額
耐震診断	2/3	200万円	2/3	300万円

【特定緊急輸送道路沿道建築物】（墨田区分譲マンション・沿道建築物等耐震化促進補助要綱）

助成対象	現行要綱	改正要綱
	助成金の支給割合 (助成率)	助成金の支給割合 (助成率)
耐震改修工事等	【5,000㎡以下の部分】 1/3～5/6	【5,000㎡以下の部分】 9/10
	【5,000㎡を超える部分】 1/6	【5,000㎡を超える部分】 1/6

※助成額は建築物の規模によって変動する

【ブロック塀等※1（新設）】（(仮称) 墨田区ブロック塀等撤去工事助成金交付要綱）

助成対象	区分	現行要綱		改正要綱	
		助成金の支給金額 (単価)	助成限度額	助成金の支給金額 (単価)	助成限度額
撤去工事等※2（新設）				1mあたり2万円	40万円

※1 コンクリートブロック塀、れんが造、石造、その他これらに類する塀

※2 既存のブロック塀等をすべて撤去、もしくは安全性の確保ができる高さまで撤去する工事